

消防第 2069 号
平成 24 年 7 月 23 日

各消防本部消防長 様
能勢町総務部長 様

大阪府政策企画部危機管理室
消 防 防 災 課 長

大阪府における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る
消防法施行令別表第 1 の判断基準について

標記について、現行の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1（6）項口に該当する福祉施設は、令が改正された平成 19 年当時の福祉施設の区分や運用実態等を踏まえ、法令上、特定の区分（特別養護老人ホーム等）の施設を該当施設として列挙されています。

しかし、その後の福祉施設の運用実態等の変化により、自力避難困難な者等の宿泊・入居がないとされていた軽費老人ホーム、小規模多機能型施設、さらには老人デイサービス等において自力避難が困難な者の宿泊・入居が常態化している施設が増加しています。

用途区分の判定については、建築物等の利用の実態等にかんがみて総合的に判断する必要がありますが、法令上の想定と実態との間に乖離が生じていることから、関係者間において用途の判定に苦慮する事例が増加しており、結果として、こうした施設において火災予防上必要な安全対策が講じられていないおそれがあります。

つきましては、大阪府内での統一した判断基準を示すべく、大阪府下消防長会予防委員会での趣旨説明等を経て、下記のとおり作成致しましたので、よろしくお願ひします。

なお、本通知は消防組織法第 38 条の助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 基本的な考え方

平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 131 号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」の通知を基本とします。

また、別添の消防庁報道資料「消防法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の結果」も参考としてください。

2 用途の判定等

令別表第 1 に掲げる(6)項ロ又は(6)項ハの判定については、届出の有無に関係なく、実態に即した形態で判断することとします。

また、令別表第 1(6)項ロの判定については、自力避難困難な者(※)(要介護 3 程度以上)が宿泊・入居する合計が全宿泊・入居の合計の半数以上であれば、(6)項ロとします。

ただし、要介護 3 未満であっても自力で避難が困難な者と判断した場合は自力避難困難な者とみなします。

(※) 自力避難困難な者：火災時に危険性を認識できず、又は危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかな者。

3 関係者への指導

用途の判定については、当該対象物の実態を把握した時点で判断し、入居者の増減等により判断が困難な場合は、関係者に書面(別紙)の提出を求め判断することが望ましい。

別紙

指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業状況確認書

平成 年 月 日

消 防 長 様

施設関係者（役職）

氏名 _____ 印

当施設での宿泊・入居の状況等については、次のとおりです。

○施設名称 _____

○所在地 _____

○電話番号 _____

○施設の状況等

- ・施設全体の定員 _____ 名
- ・宿泊者の全人員 _____ 名
- ・自力避難困難者の人員 _____ 名
- ・介護者の人員 _____ 名
- ・宿泊人員（内自力避難困難者の人員） _____ 名（ _____ 名）

○防火管理状況

- ・防火管理者選任届 有 ・ 無
- ・消防計画届 有 ・ 無
- ・防火管理者名 _____

○消防用設備設置状況

- ・消火器 有 ・ 無
- ・誘導灯 有 ・ 無
- ・自動火災報知設備 有 ・ 無
- ・スプリンクラー設備 有 ・ 無
- ・非常警報設備（ベル） 有 ・ 無
- ・避難器具 有 ・ 無
- ・消防機関へ通報する火災報知設備 有 ・ 無

消防法施行令別表第一

(平成25年4月1日現在)

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(七)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(十二)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	倉庫
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(十七)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	市町村長の指定する山林
(二十)	総務省令で定める舟車